

大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市法令遵守推進条例（仮称）の策定に向けて必要な協議を行うため、大和高田市法令遵守推進条例（仮称）策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 大和高田市の現状把握
- （2） 条例素案の検討及び条例案の策定

（委員の定数及び選任）

第3条 市民会議の委員は10人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 公募による市民代表者
- （2） 学識経験を有する者
- （3） 市職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務を終えるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 市民会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。
- 4 市民会議の会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする必要がある場合に

は、委員の過半数の同意により、会長は会議を非公開とすることができる。

(報償)

第7条 会議に出席した委員及び会長の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。ただし、その者が市職員その他の公務員である場合は、この限りでない。

(市職員の委員の役割)

第8条 市職員である委員は、市民会議が大和高田市の現状を把握し、条例案を策定するために必要な情報の提供を行うとともに、市民会議の円滑な運営に努めなければならない。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成23年5月30日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 市民会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。